

## ベトナムにおける消防法の概要、企業が直面する問題及びその対応について

アジアニュースレター

2024年6月17日号

執筆者:

[廣澤 太郎](#)[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)[Nguyen Thi Ha Thu](#)[n.t.h.thu@nishimura.com](mailto:n.t.h.thu@nishimura.com)[Nguyen Tuan Anh](#)[n.t.anh@nishimura.com](mailto:n.t.anh@nishimura.com)[Hoang Thi Phuong Anh](#)[h.t.p.anh@nishimura.com](mailto:h.t.p.anh@nishimura.com)

## 1. はじめに

近時、製造業に従事している日系企業の皆様を中心に、消防法関連のご相談を頂くことも増えてきました。ベトナムの当局も、消防法に関する取り締まりを強化する傾向が見られ、その結果、最悪のケースでは、事業の一時停止に追い込まれたり、罰金を科されるといった事例が多発しています。

まず消防法の法的枠組みの概要を紹介した後、企業が直面しがちな問題を法的側面から解説します。次に今後当局がとり得る措置についての見通しを提示し、最後に、企業としての対応、対策において留意すべき点を述べます。

## 2. 消防関連法令の法的枠組み

ベトナムにおける、消防に関する主要な法規制としては、2001年6月29日付消防法第27/2001/QH10号（改正）、及び同法の施行細則を定める政令、2020年11月24日付政令第136/2020/ND-CP号（以下「**政令 136**」という。ただし、2024年5月10日付政令第50/2024/ND-CP号（以下「**政令 50**」という。）により改正されており、以下、これらを総称して「**政令 136（改正）**」という。）などがあります。更に、建築物及び建設物の火災安全に関する国家技術規則としての防火基準 QCVN 06:2022/BXD（改正）など、消防に関する様々な強制的基準、技術基準も制定されています。

これらの法規定に従い、企業に必要となる義務は以下の通りです<sup>1</sup>。

- 「**政令 136（改正）**」の付属書V、V(a)、V(b)に規定される施設の建設を行う場合、あらゆる建設作業に先立って、公安省（以下、「**C07**」という。）の下に置かれた消防・救難救助警察局管轄下の、消防法警察（以下、「**消防法警察**」という。）による、施設の消防に関する設計の審査承認（ベトナム語で「giấy chứng nhận thẩm duyệt thiết kế về phòng cháy và chữa cháy」。以下、「**設計の審査承認**」という。）を取得しなければならない。また、施設内の当該消防工事の完成後には、同じく消防法警察による、消防工事の検査承認（ベトナム語で「văn bản nghiệm thu về phòng cháy và chữa cháy」。以下、「**検査承認**」という。）を取得しなければならない。  
建設された施設の運営を開始する前に、消防計画を作成して消防法警察の承認を得なければならない。
- 消防用の交通、消防用水供給、連絡通信システム、消防及び事故伝達のためのデータベース管理システム

<sup>1</sup> 政令 136（改正）第 5.1 条及び第 5.2 条

ム、火災警報システム、防火・防煙、避難、救命用具、その他の消防設備・施設を含む消防システムを、所定の基準の数量及び質を満たして整備しなければならない。

- 火災時に対応できるよう組織編成される施設／専門分野の社内消防部隊を法規定に従って整備しなければならない。
- 内部規定や規則、禁止標識、警告標識、図面、指示ボード等を法規定に従って整備しなければならない。

#### 消防法違反に対する罰則の可能性

ベトナムの法律では消防法に違反した場合の罰則として、最大 1 億 VND の罰金や、設計の審査承認及び検査承認の取得ができていない企業については同承認の取得強制、消防法の要件を満たしていない企業については当該要件の遵守の強制など、様々な罰則及び措置を定めています。具体的な罰則については、違反の内容、程度などを踏まえて消防法警察が決定するものとされています。<sup>234</sup>

また、次のような場合には管轄当局は上記の行政上の罰則に加え、最大 30 日間企業の事業活動を一時停止させることができるものとされています。<sup>5</sup>

- 管轄官庁が当該違反の是正を文書で要請したにもかかわらず、火災の原因となる物質の違法な製造、保管、輸送、又は使用、あるいは、防火・爆発危険度 A、B、C に分類される産業施設において、防火区画間及び防火室間の延焼防止対策が確保されていない、出口の数が法律で規定された数に満たない、といった重大な消防法違反が是正されない場合、又は、
- 管轄官庁が当該違反の是正を文書で要請したにもかかわらず、設計の審査承認または検査承認を得ずに設計の審査承認の対象となるプロジェクト／建設工事を開始するという、極めて重大な違反を行った場合。

また、上記の一時停止期間が経過した後、違反が是正されていない、もしくは是正が不可能な場合には、企業の事業活動は引き続き停止させられる可能性があります。事業活動の停止は、消防法の規定する各要件に応じて、施設全体又は施設の一部に対して実施することができるとされています。<sup>6</sup>

さらに悪質な場合、消防法違反者は刑事責任を負う可能性があり、違反の重大性（例として、3 名以上の死者を出す、等。）に応じて最長 12 年の懲役刑が科せられます。<sup>7</sup>

<sup>2</sup> 政令 144/2021/ND-CP 第 4.1 条（「政令 144」）

<sup>3</sup> 政令 144 の第 38.6 条

<sup>4</sup> 政令 144 の第 2 章第 3 条

<sup>5</sup> 政令 136（改正）の第 17 条

<sup>6</sup> 政令 136（改正）の第 17.4 条

<sup>7</sup> 2015 年 11 月 27 日付刑法第 100/2015/QH13 第 313 条（改正）。

### 3. 消防法について、企業が一般に直面しがちな課題

在ベトナムの企業が直面しがちな消防法関連の問題をいくつか取り上げます。

- (i) 建物の改造・機能変更時に義務付けられている設計の審査承認及び検査承認の再取得について、対象となる改造・機能変更の範囲が法規定上不明確であるために、未取得を指摘されるケース

すでに消防法上の審査承認及び検査承認を取得している建物の所有者が、審査承認の申請時に審査された消防法要件に対して影響を及ぼすような建物の改造又は機能変更を実施する場合、以前は、当該建物の所有者が設計の審査承認及び検査承認の再取得の責任を負うものとされていました。しかしながら、この点について当局による詳細な、あるいはオフィシャルなガイダンスがなされていなかったため、特に「以前の設計の審査承認の申請時に審査された消防法要件に対して影響を及ぼすような建物の改造又は機能変更」とは何を指すか、一つひとつの事案がこれに該当するかどうかについては、実務上、各省ごとに異なる消防法警察の見解に従わざるを得ませんでした。実際に多くの事業者が、再取得が求められる程度ではないものと独自に判断し、設計の審査承認及び検査承認を再取得せずに建物の改造や機能変更を実施したところ、消防法警察が施設を視察し、消防法違反と結論づけた、というケースも多く存在しました。この場合、当該事業者は、要件を満たすことができるまで、施設の操業を停止しなければならない場合もありました。<sup>8</sup>

このような問題に対処するため、政府はこの度、政令 50 の発行により政令 136 の関連条項を変更し、設計の審査承認及び検査承認の再取得の対象となる改造又は機能変更行為に該当するケースをより詳細に規定しました。具体的には、(i)フロア数もしくは防火区画（ベトナム語では「khuang cháy」）の面積の増加、(ii)非常階段の種類もしくは位置の変更、(iii)フロア、防火区画、もしくは建築物あたりの出口の数の減少、(iv)火災警報システムの新規設置もしくは変更、(v)消火システムの新規設置もしくは変更、あるいは(vi)フロア、防火区画、もしくは建築物について求められる防火要件の増加に繋がるような機能変更、といった環境の変化をもたらす場合を再取得の対象に含むものと規定しました。この新たな規定の発行は、企業が消防法を遵守する上で直面する実務上の問題を解決する試みであると言えます。

しかしながら、政令 50 の公布及び 2024 年 5 月 15 日の発効からはまだ日が浅く、上記(vi)の「フロア、防火区画、もしくは建築物について求められる防火要件の増加に繋がるような機能変更」を具体的にどのように特定するのかなど、不明瞭な点も引き続き残っていることを考慮すると、この新しい規制の適用と有効性については引き続き注視していく必要があります。

- (ii) 賃貸借物件の改造時における設計の許可申請を行う責任者が不明確であるために、賃貸人と賃借人との間に契約上の紛争が生じるケース

賃貸借されている建物の改造が行われる場合について、ベトナムの法律は、賃貸人と賃借人のどちらが設計の審査承認を再取得する責任を負うかを規定していません。この曖昧さは長く懸念されてきた問題であり、賃貸工場の改造時にどちらが設計の審査承認を再取得する責任を負うかの決定に関して、工場の賃借人と賃貸人との間で紛争になっているケースがあります。賃貸借契約において、この点について責任の所在をあら

<sup>8</sup> 政令 136 の第 13.3 条(b)及び第 15.1 条

かじめ規定しておくことが望ましいですが、もし規定しておらず紛争になってしまったケースでは、承認の再取得の遅れから工場の稼働も遅れ、その結果、賃借人の準備費用も増加してしまうことになります。

このような問題に対処するため、C07 は 2022 年 8 月 9 日付の文書 2075/C07-P4 号（以下、「OL 2075」という。）において、各地の消防法警察に対して、以下のガイダンスを発行しました。

- 新たな建物の建築のために土地のリースが行われる場合は、賃借人が設計の審査承認の申請を行う責任を負う。
- 改造又は機能変更する建物（設計の承認申請及び検査承認を以前に取得している建物）の全体を賃貸する場合は、賃借人が設計の審査承認の申請を行う責任を負う。
- 建物の建設中かつ設計の申請承認の取得前に、賃貸人が建物の改造又は機能変更を希望する場合は、賃貸人が設計の申請承認の修正及び、修正後の設計の申請承認に基づいた検査承認の申請をリース前に行う責任を負う。
- 賃借人が改造又は機能変更する建物の一部のみを賃借し、消防車用の交通道路及び駐車場、屋外の消火用水供給システム、ポンプ場、及び/又は消火用の給水タンクなどの共通インフラを使用する場合、賃貸人が設計の審査承認の申請を行う責任を負う。

しかしながら、OL 2075 は、法的効力のある文書ではなく、各地の消防法警察による規定の解釈は一貫していません。また、OL 2075 発行前に申請承認を取得した賃貸借物件において、消防法関連事項の法的責任の所在について賃貸人と賃借人との間に紛争が現在も継続しているケースが複数あります。

(iii) 消防検査の際に消防法警察が違反を指摘することが多いその他のケース

上記以外に、当局による検査で頻繁に指摘される消防法違反の例として、以下のようなケースがあります。

- 設計の審査承認に沿った施設建設をしていない。
- 検査承認を取得しないまま施設を稼働させる。
- 消防計画（ベトナムでは「phương án chữa cháy」）を作成していない、又は法に従って承認された消防計画を有していない。
- 消防活動に関連する管理及びデータ記録のための消防法関連文書を作成していない。
- 消防部隊の設置及び訓練に関する要件を満たしていない、定期的な消防報告書の提出を行っていない、適切な火災安全距離を確保したレイアウトで施設の商品、機械及び設備の設置をしていない、法律で要求される消防設備の点検及び維持を行っていない、火災爆発強制保険に加入していない、など、その他の消防法要件の不遵守。

#### 4. 消防法の遵守推進のために当局がとり得る措置

消防法に関連した問題に対処するため、消防法警察は消防法の規則の整備・周知を図るとともに、消防法の規則の遵守状況を検証するため、定期的・臨時的に企業の消防検査を実施するなど、消防法のモニタリング活動を強化しています。消防法警察は、施設の消防法遵守の状況について、概ね年に 1 回検査を実施してい

ます。<sup>9</sup>

特に注目を集めたのは、2022年10月15日から12月15日までの2ヶ月間、ベトナムの首相の指示で公安省により発行された2022年10月7日付計画513/KH-BCA-C07号に基づき、(i)人命の損失を招く火災を防止、緩和、最終的には除去すること、(ii)ベトナムにおける消防法の遵守状況を検証、評価すること、(iii)消防法の全ての不遵守に対処すること、以上を目的として、消防安全対策の包括的かつ全国的な検査が実施されたことです。この間、ベトナムの63の省・中央政府直轄市のすべての消防法警察は、政令136の付属書Iにおいて火災の管理・制御の対象としてリストアップされている住宅地を含むすべての施設を集中的に検査しました。消防法警察は、管轄・管理区域における消防法の遵守状況を徹底的に確認し、結果300,000件を超える消防法違反を摘発し、40,000件を超える違反事案に対して総額3,000億VNDを超える罰金を科すに至りました。したがって今後消防法警察は、これらの違反に対する是正措置の実施状況を監視することに重点を置いていくものと思われます。

消防法警察は、管轄地域における消防法遵守の徹底のため、同法に基づく定期的な検査を引き続き実施していくものとされていますが、各地域の消防法警察が作成している年次の点検計画は公表されていません。ただし、事業者が定期的な消防検査の対象となっている場合、消防法警察は消防法の遵守状況の全面的な検査にあたり、3営業日前に事業者に対して検査の実施時刻と検査内容を正式に通知しなければならないとされています。<sup>10</sup>

以上の通り、消防法の問題はテクニカルかつ複雑であり、消防法違反を当局から指摘された場合には深刻な損害と結果を招く可能性があります。潜在的な消防法リスクを軽減するために、以下の措置を講じることが考えられます。

- 火災・爆発のリスクが高い事業分野の企業においては、建築物の使用中でもしくは作業中に発生する可能性のある消防事案に迅速に対処するために、消防法要件の遵守状況を毎年（又はより頻繁に）確認する。
- 各種の重要な消防法関連の承認（設計の審査承認及び検査承認を含む）について、特に既存の建物の改造又は機能変更時には、消防法警察の公式見解を得る。
- 消防法遵守の確認のため、弁護士など専門家の助言を求める。

---

<sup>9</sup> 政令136（改正）の第16.3条(dd)

<sup>10</sup> 政令136（改正）の第16.5条(a)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)